

# 高等学校公民科「現代社会」及び「政治・経済」における 領土に関する教育の充実について

## 1 改訂された点

高等学校学習指導要領解説公民編〔現代社会〕  
高等学校学習指導要領解説公民編〔政治・経済〕

(下線部が平成26年1月28日改訂)

(下線部が平成26年1月28日改訂)

…領土問題については、…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。

## 2 指導の参考となる資料

- ・外務省のホームページ「北方領土問題」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/>
- ・外務省のホームページ「竹島問題」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>
- ・外務省のホームページ「日中関係（尖閣諸島をめぐる情勢）」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/>
- ・内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/ryodo/index.html>
- ・外務省パンフレット「竹島問題10のポイント」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima\\_point.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima_point.pdf)

<資料の概要（内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページから抜粋）>

### 【竹島】

- 竹島は、日本本土から約211km離れた日本海南西部に位置し、東島（女島）と西島（男島）の2つの島と、その周辺の数十の小島から成る島々の総称で、単独の島ではありません。これらを合わせた総面積は、約0.21km<sup>2</sup>です。
- 各種の地図や文献から、日本では、竹島について古くからその存在を認識していたことがわかります。17世紀初めには、日本の町人は幕府の許可を得て、鬱陵島に渡る際、竹島を航路の目印として、またアシカなどの漁獲地として利用しました。遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられます。さらに、1900年代初期、島根県の島民から、アシカ猟事業の安定を図る声が高まり、政府は、1905（明治38）年1月、閣議決定で竹島を島根県に編入し、領有を再確認しました。
- 戦後、1951（昭和26）年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約では、日本は朝鮮の独立を承認するとともに、放棄すべき地域に「濟州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮」が規定され、竹島を日本が放棄すべき地域に含めませんでした。これに先立つ同年7月、韓国はアメリカ合衆国に対し、「日本が放棄すべき地域に竹島を加えて欲しい」と要求しましたが、アメリカ合衆国政府は、8月にラスク国務次官補発の書簡で、かつて竹島は朝鮮の領土として扱われたことはなく、また朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない旨を回答し、韓国側の主張を明確に否定しました。このように、竹島は、歴史的にも国際法上も明らかに我が国固有の領土です。
- 韓国による竹島の占拠は国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、このような行為に基づいて行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。このため、日本は、これらの措置が行われる度に韓国に対して厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めてきています。日本は、1954（昭和29）年以降3回にわたって竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国はこれを全て拒否しています。日韓両国は、2002（平成14）年にワールドカップ・サッカーを共催するなど、信頼関係を築いてきました。真の友好関係を構築するためにも、国際法に基づいて、冷静かつ平和的に竹島問題を解決することを日本は望んでいます。

### **【尖閣諸島】**

- 尖閣諸島は、石垣島の北方約170km離れた東シナ海に位置し、魚釣島、久場島、北小島、南小島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などの島と岩礁から成っています。これらの島と岩礁を合わせた総面積は約5.56km<sup>2</sup>です。
- 日本は、尖閣諸島が無人島であるのみならず、他国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に検討した上で、国際法の原則（無主地の先占）に従い、1895（明治28）年1月に閣議決定を行って沖縄県に編入しました。その後、日本の民間人が日本政府の許可の下、尖閣諸島に移住し、鯉節工場や羽毛の採集などの事業を展開しました。一時は200人以上の住人が尖閣諸島で暮らし、税徴収も行われていました。また、現在においても、警備・取締りや国有地としての管理が適切に行われています。
- 戦後、1951（昭和26）年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約において尖閣諸島は日本が放棄した領土には含まれず、沖縄の一部として米国の施政下に置かれ、その一部をアメリカ合衆国が射爆撃場として使用していましたが、当時、中国・台湾は一切異議を唱えておらず、逆に中国共産党の機関紙や中国の地図の中で、日本の領土として扱われてきました。さらに、1972（昭和47）年発効のいわゆる「沖縄返還協定」でも、尖閣諸島は日本に施政権を返還する対象地域の中に含まれています。このように、尖閣諸島は戦後秩序と国際法の体系の中で一貫して日本領土として扱われてきました。
- 国連の報告書で東シナ海に石油埋蔵の可能性があることが指摘されると、日本の閣議決定から76年後の1971（昭和46）年になって初めて、それまで何ら主張を行っていなかった中国・台湾は、尖閣諸島の「領有権」について独自の主張をするようになりました。2008（平成20）年以降は継続的に中国政府の船舶が尖閣諸島周辺海域に派遣され、頻繁に領海侵入を繰り返しています。これに対し、日本としては、日本の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然とした対応を行うとともに、中国に対して厳重に抗議を行っています。